

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示
- 大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定により変更の届出があった件 五七
 - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件 五七
 - 土地改良法により換地計画を定めた件 五八
 - 都市計画を変更した件 五八
 - 土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した件 五八
 - 福島県選挙管理委員会 五八
 - 不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨届出があった件 五八

告 示

福島県告示第七七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和三年十二月七日から令和四年四月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十二月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
仙台ターミナルビル郡山店 福島県郡山市燧田一九五番地ほか
- 二 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
（変更前）午後八時
（変更後）午後九時

- 三 変更しようとする年月日
令和三年十一月十九日
- 四 届出年月日
令和三年十一月十二日
- 五 届出をした者
東日本旅客鉄道株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第七七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第一項の規定により第六條第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八條第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年十二月七日から令和四年一月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十二月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン塩川 福島県喜多方市塩川町小府根字曾谷田二七番一ほか
- 二 法第八條第一項の規定により喜多方市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八條第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第七八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第一項の規定により第六條第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八條第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年十二月七日から令和四年一月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十二月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
伊達複合商業施設 福島県伊達市保原町上保原字正地内二三番二ほか
- 二 法第八條第一項の規定により伊達市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八條第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百八十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年十二月七日から令和四年一月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市経済部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十二月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ原町西店・セリア原町店 福島県南相馬市原町区国見町二丁目一九番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百八十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、和田地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和三年十二月八日から
同 月二十七日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
相馬市役所

(農地管理課)

福島県告示第七百八十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、県北都市計画道路を変更した。この変更に係る関係図書を次のとお

り縦覧に供する。

令和三年十二月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 新たに都市計画に含まれる土地の区域
国見町のうち
藤田字天上田、藤田字滝川四、森山字滝東、森山字上野台、石母田字硯石、石母田字上野の各一部の区域
- 二 都市計画から除外される土地の区域
国見町のうち
藤田字沢田三、藤田字滝川四、森山字滝東、森山字上野台の各一部の区域
- 三 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 四 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

福島県告示第七百八十四号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和三年十二月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 土地区画整理組合の名称
伊達市堂ノ内地区土地区画整理組合
- 二 事務所のある地
福島県伊達市原島百五番地
- 三 設立認可の年月日
令和三年三月二日
- 四 変更認可の年月日
令和三年十二月七日

(まちづくり推進課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第九十九号

福島県公職選挙等執行規程(昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号)第八条第四項(第九十九条第一項、第一百十条第一項、第一百一十一条第一項又は第一百十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨の届出があった。

令和三年十二月七日

福島県選挙管理委員会
委員長 遠藤 俊博

<p>福島県厚生農業協同組合連合会 坂下厚生総合病院 会津坂下町字逆水五〇番地</p>	<p>変更前</p>
<p>福島県厚生農業協同組合連合会 坂下厚生総合病院 会津坂下町字上柳田二二一〇一一</p>	<p>変更後</p>
<p>令和三年十一月一日</p>	